

令和7年度新宮町立新宮中学校「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、また他の生徒に行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響やその他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめ防止等のための対策を行う。

(いじめの禁止)

生徒はいじめを行ってはならない。また、いじめを看過してはならない。

(学校及び職員の責務)

学校は、学校の内外を問わずいじめが行われることがなく、全生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、いじめ防止のための対策を講じるものとする。

教職員にとっての「いじめゼロ」とは、「いじめ見逃しゼロ」を意味することを全職員で共有し、全力をあげていじめの未然防止、早期発見、早期対応、再発防止等のいじめの防止に努めるものとする。未然防止の取組を積極的に行うとともに、生徒の変化を敏感にとらえ、いじめの兆候を決して看過しないものとする。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

「いじめゼロとは」

生徒自身による「いじめ見過ごしゼロ」、教職員や地域による「いじめ見逃しゼロ」、保護者による「我が子のいじめゼロ」を意味する。

(1) 基本方針

- ① 学校の重点目標の一つとして「生徒の豊かな心の醸成」を掲げ、道徳の時間の充実とリレーション活動、異学年ブロック活動や生徒会活動の活性化を通して、いじめをしない・いじめを許さない・いじめを見過ごさない生徒の育成に努める。
- ② いじめに対する認識を高めるため、生徒・保護者への啓発活動を行うとともに教職員の研修の充実を図る。
- ③ 保護者並びに地域住民、その他の学校関係者との連携を図り、いじめの未然防止・早期発見に努める。

(2) 基本的な施策

① 組織に関すること

- 1 校内いじめ対策委員会を設置する。
- 2 メンバーを校長、副校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、生徒支援教諭、学年生徒指導担当、養護教諭、スクールカウンセラー、町教育相談員とする。
- 3 校内いじめ対策委員会の業務内容は以下の通りとする。
 - ・いじめ事案に対する具体的な対応
 - ・「いじめアンケート・学校生活アンケート」の計画と実施、及び内容の共通理解
 - ・教職員のいじめに関する研修の立案と実施
 - ・その他、いじめ防止・早期発見・早期対応・早期解決・再発防止等について必要な事項の確認
- 4 いじめ対策委員会は、月に一回の定例会を行い、いじめ発生時には適宜開催する。

② 連携に関すること

- 1 「いじめゼロ」とは、保護者にとっては「わが子のいじめゼロ」という意味であり、家庭の深い愛情や精神的な支え、信頼に基づく厳しさ、親子の会話や触れ合いの確保がいじめの防止につながることを、家庭訪問、三者面談、PTA活動及び部活動保護者会等あらゆる機会を通して周知し、一体となって真剣に取り組む。
- 2 コミュニティ・スクールの事業を通して、「いじめ見逃しゼロ」をめざし、地域住民との連携を図るものとする。
- 3 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心の教室相談員、町教育相談員、町地域協働課防犯専門官、町要保護児童対策協議会、町生徒指導担当者連絡協議会、学校警察連絡協議会、新宮町交番連絡協議会との連携を十分に深めておくものとする。

③ 予防に関すること

- 1 学級、学年、部活動等での望ましい人間関係づくりを推進するとともに、学級活動や道徳の時間、リレーション活動や体験活動、及び人権教育の充実を図る。
- 2 生徒の状況の変化を適切にとらえるため、「いじめアンケート」、「学校生活アンケート」、「WebQU」のいずれかを月に1回を実施する。
- 3 教職員は、いじめの兆候をいち早く察知するために、日常的に生徒との関わりをもつとともに、兆候を察知した場合はいじめ対策委員会に報告する。報告があった場合はすみやかに対策委員会を開催し、その情報を管理職及び全職員で共有するものとする。
- 4 悩み相談ポストの設置を生徒に周知し、情報収集に努める。
- 5 生徒相互及び生徒と教職員のコミュニケーションの確立を図る。
- 6 保護者と教職員の信頼関係の確立を図る。
- 7 教育相談活動の充実を図る。
- 8 いじめ・人間関係トラブルの早期発見チェックポイントを活用して、生徒の状況把握に努める。
- 9 小学校時の人間関係の把握のための3月・6月の連絡会議の開催等、小中連携を図る。
- 10 「学びの共同活動」についての共通理解を図り、それを核とした授業改善を行うことで、共感的人間関係の育成を図る。

④ 相談に関すること

- 1 生徒及び保護者との信頼関係を構築することにより、不安や悩みを相談しやすい環境をつくる。
- 2 教育相談活動の充実を図る。
 - ・二者面談や三者面談（7月・11・12月）を活用した教育相談（教育相談記録シート）
 - ・保健室利用（相談）、心の相談室を活用した日常的な教育相談
 - ・上記に加えて、相談する教員を生徒が選択して相談できる場（チャンス相談）を設定（WebQUの結果で「大人しくまじめで教師から支援や賞賛を受けることがほとんどない」と診断された生徒の理解を進める）
- 3 スクールカウンセラー及び心の教室相談員を効果的に活用することにより、幅広い情報収集に努める。
- 4 問題を学校に相談できないままに、問題が深刻化することを防ぐために、生徒及び保護者へ外部相談機関について周知する。

⑤ 啓発に関すること

- 1 PTA総会、三者面談、家庭訪問、学校ホームページ等を活用して、保護者の啓発活動に努めるものとする。
- 2 年度初めと2・3学期初めの年3回、いじめ防止のリーフレットを用いて、全家庭に啓発を促す。

- 3 いじめ防止教育について、年間指導計画を作成し、教職員全員の共通理解のもとで推進する。
- 4 いじめの未然防止・早期発見のための生徒理解についての研修会を開催し、教職員のいじめへの対応力を高める。

⑥ 対応に関すること

- 1 いじめが予見・認知された場合は初期対応を迅速かつ適切に行い、校内いじめ対策委員会において対応について協議し、早期解決を図る。
- 2 被害者の立場を尊重した対応を行う。(いじめの責任は100%加害者側)
- 3 校内いじめ対策委員会を中心に、全職員が組織的に対応し、早期解決を図る。
- 4 対応にあたっては、事実確認・指導方針の決定・当事者への指導支援・指導後の継続支援を基本として、いじめの本質的な解決に向けた対応に努める。
- 5 事後の指導として、いじめの被害者、加害者の両者に3ヶ月間は個別に教育相談を定期的かつ丁寧に行うなどの経過観察を行い、「いじめに係る行為が完全になくなったこと」や「被害者の心身の苦痛が完全になくなったこと」の確認をする。その際、いじめ対策委員会でも確認する。

(3) インターネットを通じて行われるいじめに関する対策

インターネットを通じて行われるいじめについては、把握することが非常に困難であり、一度発生した場合、事態が広域化・複雑化・長期化することが懸念されるため、十分な対策を講じるものとする。

①学校で行う対策

- 1 インターネットの正しい活用の仕方、事件に関わらないための方策等、外部講師の講演等の情報モラル研修会を行う。
- 2 学年・学級単位で、インターネットを活用したいじめの概要について学習を行う等、情報モラル教育の充実に努める。

②家庭に対して行う対策

- 1 生徒のパソコン、携帯電話、スマートフォン等の使用については、保護者の監督下で行うように協力を呼びかける。
- 2 SNS、ブログ、掲示板等の使用は校外（家庭）で行われることが多いため、PTA総会、PTA運営委員会、三者面談等で保護者への啓発活動を行う。

③発生時の対応について

- 1 教育委員会・警察・サーバー管理会社や関係機関との連携を図り、問題となるデータの処理を行い、インターネットでの情報の拡散を防止するように努める。
- 2 被害生徒・保護者への支援を最優先に行い、加害生徒・保護者への指導を十分に行い、いじめの推移について継続的に情報を収集し、収束するように努める。

(4) L G B T Qに対して行われるいじめに関する対策

性別違和を感じる時期には個人差があり、明確に自覚し性に関する自分の状態を言葉にしてきちんと伝えるのは困難であるため、無意識のサインとして行動に表れることが多い。また、他者からの理解を得ることが難しいので、自己否定感や孤独感をより感じやすく自傷行為や自殺行為につながる可能性が高いので、未然防止対策を講じるものとする。

①学校で行う対策

- 1 性の多様性に関する適切な知識を得るために、性の多様性に関する人権講演会などを行う。
- 2 日常的にL G B T Qについて、正しく理解させるための授業（道徳・家庭科・社会科など）を行う。また、保健室などにポスター等を掲示し啓発を行う。

- 3 性別違和を感じている生徒からの相談は、支援委員会を作り、組織的に対応していく。
- 4 スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の関係機関と連携し、支援を進める。

②発生時の対応について

- 1 「からかい」や「いじめ」のサインが生じた時点で、まずは被害生徒の安全確保と心のケアを行う。
- 2 事実を確認し、「すぐに」「その場で」多様な個性についての指導を行う。
- 3 継続的な支援と見守りを行う。

(5) 重大な事態への対応について

生徒の生命・心身又は財産に重大な被害がある。相当期間にわたり被害生徒が欠席を余儀なくされる、多人数によるいじめが相当期間継続している等の重大な事態の場合には以下の対応を行う。

- ① 新宮町教育委員会に事案の発生をすみやかに報告するとともに、教育委員会との合同対策委員会を設置して対応にあたる。
- ② 必要に応じて児童相談所・警察等の専門機関への通報を行い、連携のもとに指導・支援にあたる。
- ③ 被害生徒について、いじめの解決が困難な場合や解決後にも登校が困難な場合など、学校生活に支障をきたすような時には、教育委員会と協議して支援にあたるものとする。
- ④ 加害生徒について、指導後も改善が見られず被害生徒の学校生活に支障をきたすような場合は、教育委員会と協議して継続的に指導にあたるものとする。

(6) いじめ対策の評価について

- ① 8月・12月・3月の校内いじめ対策委員会及び職員研修において、いじめ対策の評価を行うものとする。
- ② いじめ対策の取組に関する職員アンケート（7月・12月）を実施し、結果の検証から今後の取組の改善へと繋げる。

年間計画

月	校内委員会	未然防止	早期発見	評価
4 月	いじめ対策基本方針の確認 アンケートの活用方法の確認	リレーション活動 生徒の時間 保護者への啓発(リーフレット・HP)	いじめアンケート 全国質問紙調査	
5 月	体育会の指導方針について 生徒会「いじめゼロ宣言」の指導方針について	リレーション活動 生徒の時間 体育会	学校生活アンケート(記名)	
6 月	職員研修(いじめの早期発見・早期対応の手引き)	リレーション活動 生徒の時間 中学校区いじめゼロサミット①	WebQU(前期) 教育相談	
7 月	取組評価アンケート①	リレーション活動 生徒の時間 いじめゼロ宣言 保護者への啓発(リーフレット・HP)	いじめアンケート 教育相談	
8 月	1 学期の取組の評価 職員研修(生徒理解について)※SC の活用	家庭連絡		
9 月	職員研修(いじめ防止プログラムについて)	リレーション活動 総合 Days	いじめアンケート	
10 月	文化週間の指導方針について 生徒会の取組の指導方針について	リレーション活動 文化週間 生徒会「いじめ防止標語」の取組	いじめアンケート	
11 月	職員研修(アンケート結果の分析と対策)	生徒会役員改選	WebQU(後期) 教育相談	
12 月	取組評価アンケート② 2 学期の取組の評価	保護者への啓発 (リーフレット・HP)	学校生活アンケート(記名) 教育相談	
1 月	職員研修(生徒理解と個別の支援計画)※SC の活用	家庭連絡 リレーション活動 修学旅行	いじめアンケート	
2 月	今年度の取組の評価と課題の整理	リレーション活動 中学校区いじめゼロサミット②	いじめアンケート	
3 月	次年度の基本方針の策定	生徒の時間 生徒総会 小中連絡会	いじめアンケート	